

ある上、ただし、これを整備していくにあたっての問題点は、ファーストレスポnder普及の例でみられた通り、「統括者となる行政や消防の理解を十分に得ること」「資機材の準備や教育にかかる財源の確保」ということになり、「法整備+財政支出」を示すことが求められると考えられた。

消防団員に関していえば、国家とボランティアとの関わり方にも重要な示唆をもたらすと考える。彼らは特別職公務員という形でしっかりとした補償と費用支弁がなされる。これは今後のボランティア活動にとっての非常に明快なモデルとなり得る。補償と費用支弁という意味においてはDMATも同様である。両者ともvoluntaryに活動するという点においては広義のボランティアに属する。我が国における一般的なボランティア活動の定義は

「『自主性(主体性)』、『社会性(連帯性)』、『無償性(無給性)』等があげられる。」(厚生労働省vHP厚生労働省社会・援護局地域福祉課資料より)とされ、「有償ボランティア」なる単語も存在する。ここでの課題は「無償でなければならないのか」「国家がボランティアに任務を課した場合には主体性を奪うことになる恐れがあるため、これは許されないのか」「国家が社会性を担保するような枠組みを提示することはどう捉えられているか」というものと考えられる。

まず、ボランティアは『共助』のシンボルになり得る存在と考えた場合、更なる普及が望まれる。ここでボランティアは全て自費で活動しなければならないという先入観から費用負担によってボランティア参加のハードルが上がることは好ましくない。ボランティアの語源が『志願兵』であったという海外並みに普及を目指すのであれば、海外と同様に最低限度の賃金を払うことは直ちには難しいにせよ、活動にかかる実費の支弁、活動中の傷

害に対する補償、そして活動時の過誤に対する免責と国家による賠償責任の代位といった「法整備+財政支出」が必要となる。

一方でボランティアが増加するとこれを取りまとめ、一定の統制を取る必要が出てくる。無秩序なボランティア活動が逆に被災地に対して負担をかけてしまった事例も散見されるためである。この取りまとめは法的には日本赤十字社に委託することが可能とされているが、実質的にはいわゆる「日赤ボランティア」を取りまとめているのみであるのが現状である。他方、実態としては社会福祉協議会(以下、社協)によって設置されるボランティアセンターがこの任を負っている。

このボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアと国家の連携を構築できる制度設計を進めながら、国家が費用を支弁し、ボランティアに一定の業務を依頼要となる。

E. 結論

ボランティアに一定の業務を依頼することは概念上可能であり、米国のCERT等国内外の先進事例を参考にしながら地域防災推進委員会を中心とした運用をすることで、災害時における地域社会の『自助』『共助』を確立し、彼らが大規模災害超急性期のファーストレスポnderとして初期医療を提供する中で発生する緊急度・重症度の高い患者を『公助』としての医療機関へと迅速に繋ぐことのできる連携体制を構築することが理想像と考えられた。

F. 健康危険情報 特になし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

